

整理番号	消防-法不-83
------	----------

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	保安業務規程の変更命令
概要	市長は、保安業務規程が、保安業務の適確な遂行上不適当となったときは、保安機関に対し、その保安業務規程の変更を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条第3項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> )
処分基準	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第3項 第1項の認可をした経済産業大臣又は都道府県知事は、その認可をした保安業務規程が保安業務の適確な遂行上不適当となったと認めるときは、その保安機関に対し、その保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。  どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的に判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	